

7 生徒心得

本校生徒としての自覚と誇りを持ち、良識に従って行動することを心がける。

(1) 校内生活

お互いの人格を尊重し、諸規則を守り、秩序正しく行動する。

- ① 登下校は制服を着用し、生徒玄関から行う。(服装規程参照)
- ② 校舎は、午後7時から午前7時30分まで施錠される。(警備会社のアラーム対象)
- ③ 欠席・遅刻・早退の場合はホームルーム担任に届け出る。(感染症による出席停止、忌引は別に定める)やむを得ず欠課・外出する場合はホームルーム担任の許可を得る。
- ④ 気象状況や車両故障等でJRの運休や遅延等が生じた場合、次のとおりとする。
 - 1 電車の運休や遅延等の場合
 - ・電車の運休や遅延等は学校が情報を把握しているため、欠席・遅刻の連絡を入れる必要はない。
 - ・12時までに登校の見込のない場合は、自宅待機とする。また、学校からの指示を別途行う。
 - ・各自、状況を確認して安全第一に行動する。
 - 2 臨時休校、緊急連絡等のお知らせ
 - ・公共交通機関等の運行の乱れがあっても、基本的に授業は行う。
 - ・学校からの連絡はメールメイトで配信する。
- ⑤ 校舎内外の清掃美化に努め、学習しやすい環境にする。また、施設・設備や用具を大切に扱う。校舎内には土足で入らない。

- ⑥ 校舎内では静粛に心がけ、他の勉学の妨げにならないようにする。
- ⑦ スマートフォンは、朝学習開始前に電源を切ってロッカーに入れ、放課後まで使用しない。(放課後以降も遊び目的では使用しない。やむを得ず使用する時はマナーを守る。)
- ⑧ 金銭を集めようとする時や広告、掲示、集会等を行う時は、事前に学校に届け出、許可を得る。
- ⑨ 所持品は所定の場所に整頓して置き、その管理に留意する。また、私物の管理は個人ロッカーを活用し、施錠を励行する。
- ⑩ 貴重品はなるべく持参しない。やむを得ず持参した場合は、ホームルーム担任等にその管理を依頼する。

(2) 校外生活

保護者の指導に従い、社会の規律を守り、本校生徒としての品位を保って行動する。

- ① 身分証明書を携行し、公衆道徳を守り、交通法規に従い、事故・違反のないように心がける。事故や違反があった場合は速やかに学校に届け出る。
- ② アルバイトは原則として禁止する。
- ③ 保護者の許可なく外泊や夜間外出をしない。
- ④ 暴力行為、飲酒、喫煙はしない。
- ⑤ 海外旅行については学校へ届け出る。
- ⑥ 下宿をする時は、学校に届け出る。
- ⑦ 校内外の生活において問題をかかえ、悩みのある時は「教育相談」を利用する。
- ⑧ 自転車通学・免許の取得・バイク通学については、自転車・バイク・自動車に関する規程による。

服装規程

身だしなみは、進学や就職等の面接試験に対応できる状態であること。

1 制 服

登・下校時はもちろん、その他指示ある時は必ず制服を着用するものとする。

(1) 制服は、学校指定のものとする。

(2) 制服は図のようにし、変形は厳禁とする。

また、シャツのボタンはすべて留めて着用すること。

(3) 上衣の左胸上部に、本校のバッジをつける。

(4) ニットベスト・セーターは、本校指定のものに限り着用を認める。

(5) 夏の略装（6月1日～9月30日）は次のようにする。※6月1日、9月30日の前後1週間程度を移行期間とする。

一 上衣(プレザー)を着用しなくともよい。

その時はネクタイをはずしてもよい。上衣を着用しているときは、ネクタイを必ずつける。

二 シャツは長袖ワイシャツ・半袖ワイシャツ・ブラウス(女子)とする。いずれも本校指定のものとし、ネクタイをつけない場合は、第一ボタンは留めなくても良い。

三 シャツの裾は必ずスラックス・スカートの中に入れる。

- (6) ネクタイは学校指定のものとし、緩めずにしっかりと締めること。
- (7) 靴は学校指定の内履用と外履用とを区別する。通学靴には極度にかかとの高いものや、サンダルを履かない。
- (8) タイツ・ストッキングは華美にならないものとする。

2 頭髪

- (1) 髪型は高校生らしく、清潔な感じのものとする。
- (2) 長髪、パーマ（パーマ風のセットを含む）、染色、脱色（茶髪）、付け毛等、手を加えることは厳禁とする。
- (3) 男子の頭髪は、真っ直ぐにした状態で目にかからない、耳が隠れない、後ろ髪は襟を越えない。クリップ等は使用しない。ワックス等で髪を立てない、髪にラインを入れないこととする。

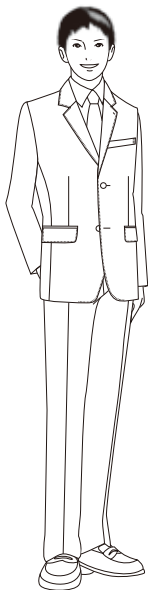
3 その他

- (1) 化粧及び装飾品を身につけることは厳禁とする。ピアスは穴を開けることも禁止とする。

男子制服

【正装】

本校指定のブレザー・スラックス・シャツ・ネクタイをもって正装とする。



- ①上衣:紺色シングル2つボタンプレザー
後身ベンツ・胸箱ポケット・雨蓋付き腰
ポケット。
前裾裏の左側には校章刺繍入り。
素材はエコ素材(再生ポリエステル使用)
とする。
- ②スラックスはグレーのワンタックデザ
イン。
ベルト通し7本付きとし、脇ポケット
は斜め切り。
裾は折り返しを付けない。
- ③長袖シャツは白のレギュラーカラーで、
胸ポケット上端に刺繍が入る。
- ④ネクタイは紺色の指定品を着用する。
- ⑤ニットベスト・セーターは本校指定の
ものに限り、着用を認める。これ以外の
セーター・カーディガン等は着用して
はならない。

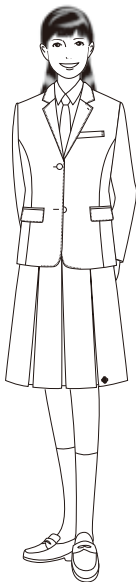
【夏の略装】

- ①夏スラックスの仕様は冬服と同様。
夏用素材とする。
- ②半袖シャツを着る場合は白のレギュラー
カラーで、胸ポケット上端に刺繍が入る。
- ③ニットベスト・セーターは本校指定の
ものに限り着用を認める。
これ以外のセーター・カーディガン等
は着用してはならない。

女子制服

【正装】

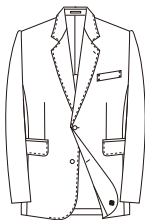
本校指定のブレザー・スカート・スラックス・ブラウス・ネクタイをもって正装とする。



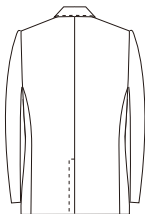
- ①上衣:紺色シングル2つボタンブレザー
後身ベンツ・胸箱ポケット・雨蓋付き
腰ポケット。
前裾裏の左側には校章刺繍入り。
素材はエコ素材(再生ポリエステル使用)
とする。
- ②スカートはグレーの6本ボックスひだ、
裏地付き。カーブベルト仕様・左裾に
校章刺繍入り。
丈はひざの中心にかかる長さとする。
- ③長袖ブラウスは白のレギュラーカラー
で、胸ポケット上端に刺繍が入る。
- ④ネクタイはえんじ色の指定品を着用
する。
- ⑤スラックスはグレーのストレート・ワ
ンタックデザイン。ベルト通しあり、
脇ポケット斜め切り。裾は折り返しを
つけない。
- ⑥ニットベスト・セーターは本校指定の
ものに限り、着用を認める。これ以外
のセーター・カーディガン等は着用し
てはならない。

【夏の略装】

- ①夏スカートの仕様は冬服と同様。
夏用素材・裏地無しとする。
- ②半袖ブラウスを着る場合は白のレギュ
ラーカラーで、胸ポケット上端に刺繍
が入る。
- ③ニットベスト・セーターは本校指定の
ものに限り着用を認める。
これ以外のセーター・カーディガン等
は着用してはならない。



男女ブレザー（前）



男女ブレザー（後）



男子スラックス（後）



女子スカート（後）



女子スラックス（前）



シャツ・ブラウス
（半袖も同仕様）



セーター



ニットベスト

校内でのスマートフォン等通信機器の使用の心得

※「通信機器」とは、スマートフォン、タブレット(学習用貸与)、スマートウォッチ等を含む通信機能付きの情報端末のことをいいます。

- 1 朝学習開始前に電源を切ってロッカーに入れて、放課後まで使用しないこと。
- 2 放課後以降、ロッカーから取り出して良いが、遊び目的で使用しないこと。
〈放課後以降、やむを得ず使用するときの注意〉
(1) 廊下等で、歩きながら使用しない。
(2) 周囲に不愉快な思いをさせないように気を配る。
- 3 学校のコンセントでの充電をしない。
- 4 学習用のタブレットを使用する場合は、担当者の指示に従うこと。その他は、スマートフォン等の通信機器の使用と同様のルールとする。

※注 意 点

- (1) 紛失しないように自分で責任をもって管理すること。
- (2) 使用の心得を守らなかった場合の指導
 - ①授業中の使用(着信音が鳴った場合も含む)
〈1回目〉
スマートフォン等の担任預かり(放課後まで)→反省文指導
〈2回目以降〉
スマートフォン等の担任預かり(放課後まで)→反省文指導、家庭にて保護者の所見文記入→翌日学校へ提出→生徒指導部による説諭
 - ②休み時間・昼休みの使用
スマートフォン等の担任預かり(放課後まで)

自転車・バイク・自動車に関する規程

本規程は学校生徒の安全教育の一環として、人命を尊重し、遵法精神・互譲の精神をかん養し、事故の予防と安全運転の実施をはかり、あわせて校外生活指導の徹底と本校生徒たる品格の向上を目的とする。

(通学について)

第1条 自転車通学について

- 1 通学は届出制とする。(駅までも同様)
- 2 通学に用いる自転車については、必ず本校指定のステッカーをはり、防犯登録を行い、施錠・ブレーキ及びライトの完全なるものを用いること。なお、冬期間の降雪、積雪、凍結時は危険であるから自転車の使用をしないこと。
- 3 通学に当たっては自転車道路法規をよく守り特に次の事は禁止する。
 - ア 二人乗り
 - イ カサさし運転
 - ウ 信号無視等の交通違反
 - エ 携帯電話の使用
- 4 登校後は所定の場所に整理しておくこと。
- 5 自転車保険には、必ず加入すること。

第2条 バイク通学について

- 1 ここでいうバイクとは排気量50cc以下のものを指す。(第一種原付自転車)
- 2 バイクによる通学は許可制とする。(駅までも同様)

- 3 許可を得たい場合は、所定の願書を学級担任に提出し、生徒指導部を経て、学校長が許可する。
- 4 許可の対象は次の通りとする。(許可条件)
 - ア 公の交通機関が特に不便な場合。
 - イ 原則として片道8km～15kmの範囲。
(駅までの者は2km以上とする)
ただし、クラブ活動で公の交通手段では時間的に不便な場合。
 - a 遅くなるとバスがない。
 - b 次のバス、電車まで相当の時間待ちをしなければならない。
- 5 バイク通学を許可された者は本校のステッカーをはり、許可証を常時携帯すること。
許可証の有効期間は許可された日から卒業までとするが、原則として冬期間の12月1日～3月31日までは禁止する。
- 6 バイクを他人に貸与したり、または借用したりして乗用してはならない。
- 7 必ずフルフェイス、ジェット型ヘルメットを着用し、半キャップは不可とする。適切な服装で乗用すること。
- 8 登校後は所定の場所に整理しておくこと。
- 9 校地内及び学校前の道路上では徐行運転を行うこと。
- 10 必ず道路交通法を守ること。
- 11 学級担任は、申請のあった生徒が許可の対象に当てはまるかどうかよく吟味し、指導を行なった後、書類を生徒指導部交通係へ提出する。

なお、第2条第4号イのただし書条項の対象者は、当該部活動顧問の許可印を必要とする。

第3条 自動車通学について

- 1 自動車による通学は認めない。

(免許の取得について)

第4条 バイク・自動車の運転免許の取得について

- 1 バイク免許の取得について「原付免許」までとし、1学年の学年末考査後とする。小型自動二輪以上は認めない。
- 2 自動車普通免許について
 - ア 自動車運転免許取得については3学年に限定する。
 - イ 自動車学校入校については3学年3学期の2月1日以降とする。ただし、工業科の進路決定者と普通科の就職内定者に限り、11月1日からの入校を認める。
 - ・学級担任は、申請のあった生徒が許可の対象にあてはまるかどうかをよく吟味し、書類を生徒指導部交通係へ提出する。
- 3 「原付」又は「自動車」の運転免許取得を希望する者は、受験届を学級担任に提出し、指導を受けること。
- 4 上記の運転免許を取得した場合は、取得届を学級担任を経て生徒指導部交通係に提出すること。

(使用・運転について)

第5条 自転車・バイク・自動車などの使用や運転について

- 1 自動二輪車及び自動車の運転は禁止する。
- 2 自転車・バイクなどによる遠乗りにあたっては学級担任に届出し、その指導を受け、安全運転と事故の絶無を期するものとする。

第6条 規程違反に対する指導

- 1 万一交通違反及び本校規程違反を起こした場合、今後の事故の予防と本人の反省を求めるため、その程度に応じて指導を行なう。